

福岡県公報

令和7年6月20日
第 605 号

目 次

告 示 (第389号 - 第399号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○令和7年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務の委託	(子育て支援課)	4

公 告

○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	4
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	6
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	8
○クリーニング業法に基づく研修の指定	(生活衛生課)	9
○クリーニング業法に基づく講習の指定	(生活衛生課)	9
○クリーニング業法に基づく研修の指定	(生活衛生課)	10
○クリーニング業法に基づく講習の指定	(生活衛生課)	10

○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	11
------------------	-----------	----

選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(行財政支援課)	11
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(行財政支援課)	12
○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(行財政支援課)	12

監 査 委 員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第二課)	13
------------------	----------------	----

公安委員会

○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	16
○機械警備業務管理者講習の実施	(警察本部生活保安課)	17

雑 報

○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	18
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	19
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	19
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	20
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	20
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	20
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	21
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	21
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	22
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	22
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	22
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	23
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	23

- 西日本宝くじ事務協議会公告
- (財 政 課) ……………24
- 西日本宝くじ事務協議会公告
- (財 政 課) ……………24

告 示

福岡県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	諸 富 西 島 線	前	久留米市城島町下田603番 5 先から 久留米市城島町下田882番 1 先まで	5.5 ～ 6.8	1015.0
			後	久留米市城島町下田603番 5 先から 久留米市城島町下田882番 1 先まで	8.7 ～ 11.9	1015.0

福岡県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

久留米	県 道	豊 田 北 野 線	前	久留米市善導寺町木塚1223番 1 先から 久留米市太郎原町295番 1 先まで	20.8 ～ 45.0	1,970.0
			後	久留米市善導寺町木塚1279番 1 先から 久留米市太郎原町295番 1 先まで	10.9 ～ 17.7	2,020.0

福岡県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年 6 月 20 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	豊 田 北 野 線	久留米市善導寺町木塚1279番 1 先から 久留米市太郎原町295番 1 先まで

福岡県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年 6 月 20 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	稲 童 新田原 停車場 線	行橋市大字稲童2464番先から 行橋市大字稲童2511番 1 先まで

福岡県告示第393号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和7年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
豊前市大字求菩提361の3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第394号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和7年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
築上郡築上町大字岩丸663の68
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- (3) 解除の理由
一般送配電事業用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
築上郡築上町大字岩丸1861の4、1861の5、1862の9
- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

福岡県告示第395号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
朝倉市杷木志波字石堂3057の25（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第396号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
朝倉市杷木志波字奥ノ丸3016の2、字石堂3057の25（次の図に示す部分に限る。）
、3057の26
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和7年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡 県 道		福 岡 県 道 志 摩 線	前	糸島市志摩芥屋26番10先から 糸島市志摩岐志1285番先まで	12.0 ～ 15.0	456.0
			後	糸島市志摩芥屋26番10先から 糸島市志摩岐志1285番先まで	10.0 ～ 15.0	456.0

福岡県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年6月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和7年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
福 岡 県 道	福 岡 県 道 志 摩 線	糸島市志摩芥屋26番10先から 糸島市志摩岐志1285番先まで

福岡県告示第399号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、令和7年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 委託先 社会福祉法人日本保育協会
- 所在地 東京都千代田区麹町一丁目6番地2
- 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和7年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
デジタル・ヘリコプター・テレビ用固定形自動追尾受信設備賃貸
- 競争入札参加者の資格
 - 競争入札に参加することができない者
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人と

して使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に

あるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形 3 号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和 7 年 8 月 12 日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 7 年 10 月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 7 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 6 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

デジタル・ヘリコプター・テレビ用固定形自動追尾受信設備賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和 7 年 12 月 1 日から令和 17 年 11 月 30 日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月福岡県告示第 244 号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和 7 年 9 月 1 日（月曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	A A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-641-4141 内線2244
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
令和7年6月20日（金曜日）から令和7年7月30日（水曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和7年9月1日（月曜日）午後5時45分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和7年9月2日（火曜日）午前11時00分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度入札を行う。この場合において、再度入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した

福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter

A leasing contract for Lease Contract of Fixed Digital Auto-Tracking Receiving Equipment for Helicopter and Television

- (2) Time Limit of Tender

5 : 45 P. M. September 1, 2025

- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters

7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan

Tel 092 - 641 - 4141 (Ext. 2244)

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和7年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

- (1) 名称
株式会社久富重機
- (2) 所在地
佐賀県鳥栖市村田町1520番地 3

- (3) 代表者
代表取締役 久富 睦夫

- 2 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

- 3 処分の年月日
令和 7 年 5 月 20 日

- 4 処分の理由
株式会社久富重機は、令和 7 年 3 月 31 日午後 2 時、佐賀地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第 5 項第 2 号イに規定する法第 7 条第 5 項第 4 号ロに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に該当する。

公告

次の研修をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づく研修として指定したので、公告する。

令和 7 年 6 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター
福岡市博多区千代一丁目 2 番 4 号
- 3 研修の開催期日及び会場

開 催 期 日	会 場	会 場 所 在 地
令和 7 年 9 月 21 日（日）	新小倉ビル	北九州市小倉北区米町二丁目 2 番 1 号
令和 7 年 9 月 28 日（日）	福岡生活衛生食品会館	福岡市博多区千代一丁目 2 番 4 号

- 4 研修の科目及び時間数
- | | |
|----------------|------------|
| 衛生法規及び公衆衛生 | 1 時間（1 時間） |
| 洗濯物の受取、保管及び引渡し | 1 時間（1 時間） |
| 洗濯物の処理 | 1 時間（1 時間） |
| 繊維及び繊維製品 | 1 時間（1 時間） |
- 注 1 研修終了後、レポートの提出あり
- 注 2 （ ）は前回の受講から 3 年以内に受講した場合の時間数

- 5 受講料
5,000円

- 6 その他
主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

公告

次の講習をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第 8 条の 3 の規定に基づく講習として指定したので、公告する。

令和 7 年 6 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター
福岡市博多区千代一丁目 2 番 4 号
- 3 講習の開催期日及び会場

開 催 期 日	会 場	会 場 所 在 地
令和 7 年 9 月 26 日（金）	福岡生活衛生食品会館	福岡市博多区千代一丁目 2 番 4 号

- 4 講習の科目及び時間数
- | | |
|----------------|------------|
| 衛生法規及び公衆衛生 | 1 時間（1 時間） |
| 洗濯物の受取、保管及び引渡し | 1 時間（1 時間） |
| 洗濯物の処理 | 1 時間（1 時間） |
| 繊維及び繊維製品 | 1 時間（1 時間） |
- 注 1 講習終了後、レポートの提出あり
- 注 2 （ ）は前回の受講から 3 年以内に受講した場合の時間数
- 5 受講料
- 4,500 円
- 6 その他
- 主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

公告

次の研修をクリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づく研修として指定したので、公告する。

令和 7 年 6 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 主催者の名称及び所在地
- 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号
- 2 研修申込の窓口となる団体の名称及び所在地
- 公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター
- 福岡市博多区千代一丁目 2 番 4 号
- 電話番号 092－651－5115
- 3 申込受付期間

令和 7 年 7 月 16 日から令和 7 年 10 月 3 日まで

- 4 研修の科目及びレポート課題
- 衛生法規及び公衆衛生
- 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- 洗濯物の処理
- 繊維及び繊維製品
- 5 受講料
- 5,000 円
- 6 その他
- 主催者は、受講定員及びレポート提出締切について、該当者に、その都度事前に通
- 知するものとする。

公告

次の講習をクリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 3 の規定に基づく講習として指定したので、公告する。

令和 7 年 6 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 主催者の名称及び所在地
- 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号
- 2 研修申込の窓口となる団体の名称及び所在地
- 公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター
- 福岡市博多区千代一丁目 2 番 4 号
- 電話番号 092－651－5115
- 3 申込受付期間
- 令和 7 年 7 月 16 日から令和 7 年 10 月 3 日まで
- 4 講習の科目及びレポート課題
- 衛生法規及び公衆衛生
- 洗濯物の受取、保管及び引渡し

- 洗濯物の処理
- 繊維及び繊維製品
- 5 受講料
- 4,500円
- 6 その他
- 主催者は、受講定員及びレポート提出締切について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

公告

伊方土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年6月20日
福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
倉石 秀美	田川郡福智町伊方4277番地
朝部 巖	田川郡福智町伊方1944番地 1
原田 勝則	田川郡福智町伊方1246番地 4
長尾 學禧	田川郡福智町伊方975番地
松村 昌男	田川郡福智町伊方910番地
高津 隆晴	田川郡福智町伊方1160番地
松村 幸夫	田川郡福智町伊方933番地
仲村 孝憲	田川郡福智町伊方4213番地 2
朝部 英喜	田川郡福智町伊方1998番地
朝部 睦輝	田川郡福智町伊方2193番地
仲村 運	田川郡福智町伊方2234番地 2
久富 憲英	田川郡福智町伊方4074番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
鈴木 周作	田川郡福智町伊方4233番地 1
永末 義彦	田川郡福智町弁城1187番地

3 就任理事

氏 名	住 所
倉石 秀美	田川郡福智町伊方4277番地
朝部 巖	田川郡福智町伊方1944番地 1
原田 勝則	田川郡福智町伊方1246番地 4
長尾 學禧	田川郡福智町伊方975番地
松村 昌男	田川郡福智町伊方910番地
高津 隆晴	田川郡福智町伊方1160番地
松村 幸夫	田川郡福智町伊方933番地
仲村 孝憲	田川郡福智町伊方4213番地 2
朝部 英喜	田川郡福智町伊方1998番地
朝部 睦輝	田川郡福智町伊方2193番地
仲村 運	田川郡福智町伊方2234番地 2
久富 憲英	田川郡福智町伊方4074番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
鈴木 周作	田川郡福智町伊方4233番地 1
永末 義彦	田川郡福智町弁城1187番地

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和7年6月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和7年6月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

83,983

福岡県選挙管理委員会告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和7年6月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和7年6月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

624,888

福岡県選挙管理委員会告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和7年6月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和7年6月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
------	--------------------

北九州市門司区	25,927
北九州市小倉北区	49,714
北九州市小倉南区	56,904
北九州市若松区	21,794
北九州市八幡東区	17,555
北九州市八幡西区	68,156
北九州市戸畑区	15,445
福岡市東区	88,166
福岡市博多区	68,437
福岡市中央区	56,788
福岡市南区	73,200
福岡市城南区	35,283
福岡市早良区	60,626
福岡市西区	56,857
大牟田市	29,847
久留米市・うきは市	89,478
直方市	15,182
飯塚市・嘉穂郡	37,972
田川市	12,334
柳川市	17,306
八女市・八女郡	21,877
筑後市	13,381
大川市・三潞郡	12,588
行橋市	20,002
中間市	11,123

小郡市・三井郡	20,303
筑紫野市	29,221
春日市	30,388
大野城市	27,894
宗像市	26,650
太宰府市	19,713
古賀市	16,084
福津市	18,394
宮若市・鞍手郡	13,329
嘉麻市	9,727
朝倉市・朝倉郡	22,848
みやま市	9,759
糸島市	28,366
那珂川市	13,390
糟屋郡	62,441
遠賀郡	25,285
田川郡	19,846
京都郡	15,084
築上郡・豊前市	15,052

監 査 委 員

監査公表第21号

地方自治法昭和22年法律第67号第199条第9項の規定により報告した教育委員会出先機関定期監査の結果（令和6年3月26日5監総第936号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年6月20日

福岡県監査委員
同
同
同
塩 川 正 一
世 利 洋 介
森 行 一
原 中 誠 志

7 教財第702号
令和7年6月6日

福岡県監査委員	塩川正一殿
同	世利洋介殿
同	森行一殿
同	原中誠志殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和7年3月24日6監総第1395号の監査結果の報告に基づき講じた措置につ
いて、別紙のとおり、通知します。

別紙

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	出張旅費について、鉄道賃 の算定を誤ったため支給不足 となっていた。	- 当該教育事務所は、管内市 町村立の学校に対して、旅費 の算定に誤りがないか、学校 の事務担当者、学校長及び共 同学校事務室で総務事務厚 生課作成の「旅費の手引き」 や財務課作成の「給与等に係 るチェックリスト」を活用し 他校職員と相互チェックを行 うことで、十分確認を行う ように指導した。 - 教育委員会は、教育事務所 に、共同学校事務室に関する 事務指導を行い相互チェッ クを徹底させることで、再発 防止を図ることとした。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第188号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和7年6月20日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別
交通誘導警備業務2級
- 2 検定の実施日、時間及び場所

実 施 日	実 施 時 間	実 施 場 所
令和7年9月30日（火）	午前9時00分から 午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
予備日 令和7年10月1日（水）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

- 3 受検定員
15名

※ ただし、15名を超える受検申請があった場合は、予備日に追加実施することとする。

予備日の受検定員にあっても15名とする。

- 4 受検資格
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員
- 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行

わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

- ア 受付日
令和7年8月25日（月）及び同年8月26日（火）
- イ 受付時間
午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

(3) 受検申請手続場所

- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

- ア 必須書類
 - (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
 - (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず 7(1)の事前（電話）受付期間内に、受付専用電話（080-4059-9319）に電話して事前申込み（1 電話につき 1 名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間（2 日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話 092（641）4141 内線 3173、3174）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

福岡県公安委員会告示第 189 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 42 条第 2 項第 1 号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 13 条において準用する同規則第 2 条の規定により公示する。

令和 7 年 6 月 20 日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

機械警備業務管理者講習

2 講習の期日、時間及び場所

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
令和 7 年 7 月 30 日（水）から 同年 8 月 1 日（金）までの間	午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで（ 最終日の講習については、午後 3 時 40 分までとし、その後修了考査を実施す る。）	北九州市門司区小森江三 丁目 9 番 1 号福岡県警察 警備員教育センター

3 受講定員

36名

4 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和7年7月7日（月）及び同年7月8日（火）

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号） 1通

※ 申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(4) 講習受講手数料

39,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず4(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、4(3)に掲げる必要書類に受講手数料

を添えて受講申込みを行うこと。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

5 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 機械警備業務管理者講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

6 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察警のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

雑 報

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年6月20日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2504回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 200,000,000円
100万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和7年10月1日から
令和7年10月21日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 95,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 19,822,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 12,860,000円
- 9 受託申請期限 令和7年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年6月20日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2505回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円

1組10万通 50組

- 3 証 票 金 額 1 枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和7年10月15日から
令和7年11月11日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 209,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 34,251,690円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 48,750,000円
- 9 受託申請期限 令和7年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年6月20日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2506回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 900,000,000円
1組10万通 45組
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和7年10月20日から
令和7年11月18日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 405,800,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て

の事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 58,376,780円

8 その他発売経費 発売総額に対し 81,090,000円

9 受託申請期限 令和7年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年6月20日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称 第2507回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 400,000,000円

1組10万通 40組

3 証票金額 1枚 100円

4 発売期間 令和7年11月12日から

令和7年12月9日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 166,900,000円

6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 27,401,990円

8 その他発売経費 発売総額に対し 39,000,000円

9 受託申請期限 令和7年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年6月20日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称 第2508回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 300,000,000円

150万通

3 証票金額 1枚 200円

4 発売期間 令和7年11月26日から

令和7年12月16日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 142,500,000円

6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,393,000円

8 その他発売経費 発売総額に対し 19,140,000円

9 受託申請期限 令和7年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年6月20日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2509回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 240,000,000円
120万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和7年12月3日から
令和7年12月16日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 114,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 23,554,080円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 15,312,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和7年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年6月20日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2510回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通

- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和7年12月17日から
令和8年1月13日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 237,500,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 49,555,000円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 31,400,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和7年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年6月20日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2511回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 2,000,000,000円
1組10万通 100組
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和7年12月24日から
令和8年1月20日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 909,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7	売 り さ ば き 及 び	
	当せん金支払手数料	発売総額に対し 129,044,190円
8	そ の 他 発 売 経 費	発売総額に対し 180,200,000円
9	受 託 申 請 期 限	令和7年7月7日
西日本宝くじ事務協議会公告		
当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。		
令和7年6月20日		
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において		
	西日本宝くじ事務協議会会長	福岡県知事 服部 誠太郎
1	名 称	第2512回西日本宝くじ
2	発売総額及び通数	300,000,000円 1組10万通 30組
3	証 票 金 額	1枚 100円
4	発 売 期 間	令和8年1月7日から 令和8年1月27日まで
5	当 せ ん 金 の 総 額	発売総額に対し 133,900,000円
6	委 託 対 象 事 務	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
7	売 り さ ば き 及 び	
	当せん金支払手数料	発売総額に対し 20,552,290円
8	そ の 他 発 売 経 費	発売総額に対し 29,250,000円
9	受 託 申 請 期 限	令和7年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。		
令和7年6月20日		
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において		
	西日本宝くじ事務協議会会長	福岡県知事 服部 誠太郎
1	名 称	第2513回西日本宝くじ
2	発売総額及び通数	1,200,000,000円 1組10万通 60組
3	証 票 金 額	1枚 200円
4	発 売 期 間	令和8年1月14日から 令和8年2月2日まで
5	当 せ ん 金 の 総 額	発売総額に対し 547,900,000円
6	委 託 対 象 事 務	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
7	売 り さ ば き 及 び	
	当せん金支払手数料	発売総額に対し 77,955,790円
8	そ の 他 発 売 経 費	発売総額に対し 108,120,000円
9	受 託 申 請 期 限	令和7年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。		
令和7年6月20日		
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長		

の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2514回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和8年1月14日から
令和8年2月3日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 142,500,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,442,600円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 19,140,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和7年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年6月20日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長
の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2515回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 200,000,000円
100万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円

- 4 発 売 期 間 令和8年2月4日から
令和8年2月17日まで

- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 95,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 19,628,400円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 12,860,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和7年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年6月20日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長
の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2516回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 350,000,000円
350万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和8年2月18日から
令和8年3月10日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 152,400,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び

当せん金支払手数料	発売総額に対し	23,965,590円
8 その他発売経費	発売総額に対し	34,125,000円
9 受託申請期限	令和7年7月7日	

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年6月20日
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎		
1 名 称	第2517回西日本宝くじ	
2 発売総額及び通数	1,000,000,000円 1組10万通 50組	
3 証 票 金 額	1枚 200円	
4 発 売 期 間	令和8年3月7日から 令和8年3月31日まで	
5 当せん金の総額	発売総額に対し 444,900,000円	
6 委託対象事務	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	
7 売りさばき及び		
当せん金支払手数料	発売総額に対し	65,436,690円
8 その他発売経費	発売総額に対し	90,100,000円
9 受託申請期限	令和7年7月7日	

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第

3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年6月20日
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎		
1 名 称	第2518回西日本宝くじ	
2 発売総額及び通数	250,000,000円 1組10万通 25組	
3 証 票 金 額	1枚 100円	
4 発 売 期 間	令和8年3月11日から 令和8年3月29日まで	
5 当せん金の総額	発売総額に対し 109,900,000円	
6 委託対象事務	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	
7 売りさばき及び		
当せん金支払手数料	発売総額に対し	17,229,190円
8 その他発売経費	発売総額に対し	24,375,000円
9 受託申請期限	令和7年7月7日	